

議事録

1 概要

議題・会議名	令和7年度 第2回 学校運営協議会 令和7年度 防災教育推進のための連絡会議
開催日時	令和7年9月12日（金）午前9時15分から11時25分まで
場所	静岡県立清水特別支援学校 会議室
出席者	外部委員6名 防災教育推進関係者7名 本校教職員11名 計24名
目的	・学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深めるとともに、その権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校の運営への参画、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。 ・開かれた学校づくりを進め、地域と連携した防災教育の展開や学校の防災体制の整備等について協議するため、学校・自主防災組織・市町防災担当課等で構成される「防災教育推進のための連絡会議」を定期的を開催する。関係者の顔合わせだけでなく、地域の人材や教材を積極的に掘り起こし、地域に根差した防災教育を行うものとする。
テーマ	「地域とともにかがやき発信（貢献）し続ける清水特別支援学校を創ろう」 ～本校の防災用品の確認、避難所開設や発災時の対応に関する情報共有～

2 議事

1 令和7年度第2回学校運営協議会 開会 9時15分 ・外部委員6名、防災教育推進関係者7名、本校教職員11名、計24名で開会。 (1)校長挨拶 (2)自己紹介（本校教職員、外部委員） 2 協議 9時25分～11時（進行：副校長） (1)本校の防災教育、職員研修、安全計画書、危機管理マニュアルの説明（生活安全課長） (2)校内参観 ※防災物品方向児童生徒の備蓄状況の確認、防災倉庫、避難所設置場所の確認 (3)避難所開設や発災時の対応に関する情報共有 ア 指定避難所開設までの流れの確認 副校長 まず、指定避難所（一般避難所）の開設までの流れについて確認します。別途配付しました青色の静岡県作成『引き継ぎ用避難所運営マニュアル』を用いて確認を進めます。静岡市危機管理課と確認しましたところ、静岡市の指定避難所運営については、この県のマニュアルを参考に実施されると伺っております。これは一部抜粋版ですが、全体のマニュアルは青色の冊子で、ホームページ等でもデータが公開されております。今回はその中から、避難所の立ち上げに関する部分のみを抜粋しました。本資料の23ページを御覧ください。ここに避難所点検・開設までの流れが記載されておりますので、これを用いて確認を進めます。 23ページ、資料の3枚目にあたりますが、避難所開設について、まず建物の安全確認が完了するまで、屋外の安全な場所で待機します。その後、建物周辺の安全確認を、市職員や施設管理者が中心となって実施します。地震の場合、静岡市には被災建築物応急危険度判定士がおりますので、その判定士による応急危険度判定に基づき安全が確認された上で、避難所として使用する流れとなります。施設の安全確認が取れた箇所から、市職員や施設管理者の協力のもと、避難所が開設されていきます。 K様（交流センター施設長） 危険度判定士は必ず来ていただけるのでしょうか。 H様（地区支部長） 断言はできかねますが、判定士の方々はボランティアとして活動いただ
--

けると伺っております。優先順位が設けられ、まず応急的な道具が保管されている東小から確認が行われます。しかし、いつ頃になるかは現状では不明であります。

G様(自主防災会長) 判定士は4名程度いると認識しております。

K様(交流センター施設長) 例えば震度5以上や南海トラフ地震に関する情報が出た際には、夜間でも参集が必要となります。我々は、判定員が到着するまで屋外で待機することになりますね。

G様(自主防災会長) 東高では体育館のみが一般避難場所として指定されておりますが、清水特支も同様に体育館が一般避難場所となるのでしょうか。備蓄品もほとんどが児童生徒のためのものであり、自主的な備蓄が必要であると認識しております。

生活安全課長 本校で備蓄される物品はあくまで児童生徒のためのものであり、静岡市からの備蓄品はテントのみで、その他の物品は現状ございません。

B委員 危険度判定士の方々がボランティアであると伺いましたが、各地区に何人程度いて、名簿が作成されているのか知りたいです。本日、建物入口の玄関に『発災後の建物への立ち入りは校長先生の許可が必要であり、無許可では入れません』という旨の掲示がありましたが、関係機関と校長先生との連携はどのように想定されているのでしょうか、お伺いいたします。

副校長 その点につきましては、私どもも現時点では不明であり、確認します。危機発生時の連絡先は、市や県にも共有しています。しかし、具体的な判定士の方々との連携や、その方法については未確認です。飯田東小学校に資材が保管されているとのお話でしたが、それが把握されているかについても確認いたします。

C委員 実際に災害が発生した際、時間の制約や重要な責任者の不在といった事態も想定されます。弊社の今年の訓練では、責任者がいない状況を想定して実施しました。これは、一人ひとりが防災マニュアルに沿って行動し、判断基準を明確にすることで、責任者や危険度判定士が不在の場合でも対応できるよう訓練を行うためです。現場にいる人々が即座に行動できないと、実際の災害時には対応が遅れる可能性があります。例えば、誰かの指示を漫然と待つこととなります。そのような状況下では、特定の人物を待つことなく、その場にいる人々が一定の基準、マニュアル、任務、または最低限の行動原則に基づいて動けるよう想定しておく必要があります。でなければ、形式的な対応に終始し、混乱を招くこととなります。マニュアルや組織体制に過度に依存するのではなく、一人ひとりが対応できる能力を育成することが重要であると考えます。特に本校のような状況では、柔軟な対応が極めて重要となります。誰もいない、誰かがいないといった状況も想定して準備を進めるべきです。訓練であれば、責任者が不在でも対応可能ですが、実際に発生した際にどうなるかについては、考えておくのと良いのではないかと思います。

B委員 マニュアルがあることは分かっていますが、それに縛られてしまいすぎるところがネックであり、根本的な課題を改善する必要があると考えています。これは市民の声として市に伝えていますが、なかなか受け入れていただけない状況です。責任の所在を問われることを恐れるのではなく、命に関わる事態であれば、躊躇なく行動すべきであると思います。その判断については、マニュアルに沿わずとも、後から理由を説明できれば許容されると良いと考えます。

C委員 実際の災害時には、事業所や避難所によって対応に差が見られました。適切に対応できた場所とそうでない場所があり、リーダーシップを発揮する者がいれば情報が集まり、対応が迅速に進む一方で、リーダー不在の場所では対応が遅れる事態が発生しました。したがって、その場にいる人々が誰でもリーダーシップを発揮できる体制が重要であると思います。学校は、そのような体制が整っていると期待しています。

D委員 建物の安全確認に関しましては、23 ページに記載の通り、判定士が不在の場合でもチェックリストを用いて安全確認ができる旨が示されております。事前にこれらを準備しておくのと良いです。多くの項目があり大変かもしれませんが、災害時、寒い中で建物に入れない状況も想定されますので、代替策が提示されていることを確認すると良いと思います。チ

チェックリストでチェックしたら、校長先生の判断で入場できることになっていると思いますので、確認をしておくとういと思います。

副校長 手元の資料には様式 1 が添付されておらず、本編の資料集にも様式集の案内があるものの、手元にはございません。この点についても静岡市と共有し、具体的な対応方法を含め、確認をします。

現在、飯田地区では 6 箇所の指定避難所が指定されております。危険度判定士が巡回する中で、どの施設から開設していくかについては、市本部から防災部長を経由して決定されるという流れでよろしかったでしょうか。

H 様(地区支部長) その認識で合っています。支部での個別決定は困難であり、本部と連携して決定していく形になります。連絡を受け、本校も開設依頼があれば開くということになります。

副校長 飯田地区の一般避難所 6 箇所は、飯田小学校、飯田東小学校、飯田中学校、清水北部交流センター、飯田生涯学習交流館、そして清水特別支援学校です。

先日の台風 15 号による大雨の際（地震ではありませんが）、風水害避難所として飯田生涯学習交流館が開設されました。その際の連絡経路や状況について、ご説明いただけますでしょうか。

L 様(交流館館長) 当日は土砂災害警戒、警報が発令されました。警報発令時点で市から地区支部が立ち上がるとの連絡があり、地区支部長に来場いただきました。実際の雨の状況は、当館前方の道路が水路のようになり、30～40cm 程度の水が流れる状況でした。今回のような豪雨時には、実際に避難は困難であったと推測されます。

以前、地震発生時に津波警報が発令された際には、静岡銀行の方が本部の指示により避難してこられました。避難者が来場した際、当館は津波浸水区域ではなかったため、地区支部は立ち上がっておりませんでした。避難者が来た場合には、施設として避難所運営に対応いたしました。その際は、会議室（和室と会議室が避難所）を使用し、約 16 名が避難されました。開館時に災害が発生した場合、利用者を速やかに安全に避難させる責任がございます。実際に利用者がいる状況で災害が発生した場合は速やかに帰宅を促します。ただし、自宅が被災し帰宅できない場合は、交流館が避難所となるため、そこで待機していただきます。その間、私どもは避難者の要望を、地域総務課（清水区）に連絡する責任を負っております。地域総務課から地区支部員に指示が出され、市役所職員が来場する流れになるものと推測します。

先の津波の際、夏休み期間中に他の施設で子供向けの講座が多数開催されておりました。その際、子供たちの帰宅方法について検討がなされておらず、保護者への連絡と引き取り依頼が主な対応となりました。しかし、勤務中の保護者と連絡が取れない場合の対応、および津波浸水区域内の交流館に留まっていた良いのかという内部検討が行われました。そのため、現在、マニュアルを作成中です。津波浸水区域外の他の交流館へ子供たちを避難させ、保護者にそちらへ来てもらうというマニュアルを策定中です。

副校長 令和 4 年には台風 15 号によりこの地域が断水しました。そのような状況下で、かなり長期間にわたり避難所開設の連絡等があったと思います。飯田中学校における避難所開設について、ご紹介いただけますでしょうか。

J 様(飯田中) 令和 4 年 9 月 23 日から 24 日にかけて発生した台風 15 号により、飯田地区でも相当量の浸水が発生し、学校はその後の 1 週間休校となりました。その際、前々支部長より、飯田中学校体育館が避難所として指定されていること、および、すぐ裏手の北側の山が土砂災害警戒地域に指定されており、飯田中学校区内には 10 数世帯の該当地域住民が居住していることを伝えられました。最終的に多数の避難者が殺到し収容しきれなくなった場合に、体育館を第三候補として開放できるように準備をしておくよう連絡が入りましたが、避難所開設には至りませんでした。その際、おそらく飯田生涯学習交流館は避難所として開設されており、そちらでは相当量の浸水があったと伺っております。市の職員がカーペットなどを清掃している場面は、私自身も地域巡回時に確認しました。避難の状況がどうであったかまでは把握しておりません。その後、給水車が来て給水を行うという話があり、そこには

本部職員も含め多数の人が並んでおりました。また、「水はどこで手に入るのか」といった問い合わせが学校に多数寄せられました。

本校の取り組みに関してですが、飯田中学校では『飯田学』と称して、地域に貢献できる児童生徒を育成することを目指し、飯田小学校、飯田東小学校とも連携して教育活動を展開しております。令和4年度が初年度でした。その中で、自治会からは「飯田中学校はどのような教育をしているのに、なぜ何も手伝いに来ないのか」といったご意見をいただくこともありました。一方で、西高や東高の生徒がボランティアとして協力しているという話もございました。本校の生徒たちは「自分の家が無事であれば、ボランティアに行くべきだ」という意識を持っており、市にボランティア登録を行い活動に参加した生徒もあり、それが新聞に掲載されたこともございました。

B委員 飯田生涯学習交流館が避難所を開設された際、中にいらっしゃった要援護者の方々（例えば高齢者、病気の方、外国人、障害をお持ちの方など）はどの程度いらっしゃいましたでしょうか。特に、障害をお持ちの方々がどの程度いらっしゃったでしょうか。

L様(交流館館長) 館長に就任して1年未満のため、場面に遭遇しておりません。おそらく、要支援者については交流館で直接把握しているのではなく、防災部長、あるいは自治会の方々が、市から提供されるリストに基づき、どの地域にどのような要支援者がいるかを把握されているものと理解しております。

今回は当館には避難者はおりませんでした。先日の津波警報発令時に静岡銀行職員が15、6名来場したのみでございます。一人で避難することが困難な方々は、介護者など同伴者がいなければ避難できませんので、交流館等には避難されないかと思われます。最近では、要支援者ご自身がどのように避難行動を取るかという計画書を作成する動きが社協で進められていると伺っております。そのような準備がなければ、施設側としても対応が困難ではないかと思えます。

B委員 学校が避難所として開設されていない場合や、自宅にいる時、あるいは通学・帰宅途中で被災した場合も考えられます。知的障害をお持ちの方々は、ご自身で状況を伝えることが困難なケースが多いと推測されます。そのため、要支援者名簿が自治会や自主防災組織に提出されることになっておりますが、自主的な登録制であるため、未登録の方がいらっしゃる場合もあります。そのような方々も受け入れるべきであることは、当然の常識であると存じますが、現在、要支援者名簿が十分に活用されておりません。民生委員の方々が名簿をお持ちであっても、地域の金庫に保管されたままになっている状況が見受けられます。これは個人情報保護に配慮された結果と理解しますが、人命に関わる状況において個人情報保護を言っている場合ではないと考えます。名簿の共有範囲を広げ、警察や消防署といった機関にも「この地域にはこのような方がいらっしゃいます」という情報を提供していただきたいと要望しております。自主防災組織等が名簿をお持ちであれば、それを活用していただきたいです。皆様が活動されていないわけではなく、多くの方がその存在を知らない、あるいは利用に躊躇されている状況です。以前、民生委員の方々との介護会議で、「そのような名簿をもらっても困る」といったご意見が出た際には、非常に残念な思いをしました。

イ 福祉避難所開設までの流れの確認

副校長 福祉避難所の開設までの流れについて確認します。別途資料として配布しました静岡市福祉避難所の設置運営マニュアルをご参照ください。本校では、高等部の一部（渡り廊下から西側7教室）が福祉避難所として指定されております。マニュアルの1ページ（資料2枚目）に福祉避難所の設置運営に関するフローが掲載されております。このフローを用いて、福祉避難所の設置について確認します。

まず、2ページに福祉避難所の概要がございます。福祉避難所の定義として、(1)に記載の通り、『福祉避難所とは、指定避難所等での生活において特別な配慮を必要とするものを対象とした二次的な避難所として市が指定するもの』です。(2)対象となる要援護者は『指定避難所等での生活が困難である方』という点をまず押さえておきます。

1ページのフロー図を参照しながら開設の流れを確認します。まず、右上『施設の被害状

況報告書の提出』とありますように、本校が被害状況を確認した上で、静岡市へ報告書を提出します。すると、静岡市側で施設の被害状況が把握されます。そこで静岡市が福祉避難所の開設を検討・決定し、本校へ『福祉避難所を開設してください』という依頼書が送付され、本校が開設を進めるという流れです。したがって、本校が福祉避難所として機能するには、まず静岡市からの開設決定と依頼が必要となります。

次に、『受け入れ対象者の移送の決定』（フロー図⑦）について、受け入れ対象となる要援護者は、8ページ8行目あたりにありますように、『指定避難所等に避難したものの、環境変化や多くの被災者と共に過ごすことによる心身への負担などにより、指定避難所での生活が困難な要援護者』とされています。静岡市の説明によれば、まず自宅で避難し、自宅が被災して居住が困難な場合に指定避難所へ避難する流れとなります。指定避難所に避難したものの、環境変化等により生活が困難な要援護者に対して、福祉避難所への移送が検討されるところです。

したがって、福祉避難所への移送決定については、まず地区支部員が福祉避難所への移動が必要な要援護者の情報を区へ報告し、区本部で取りまとめた後、区内の要援護者支援（福祉担当部署）へ報告します。要援護者支援部署が移送先となる福祉避難所を決定し、受け入れ対象者が決定されるという流れです。その後、受け入れ対象者のリストが各福祉避難所へ送付され、福祉避難所は要援護者を受け入れることになります。このような形で福祉避難所が開設され、要援護者を受け入れることになるとの説明でした。

なお、静岡市においては、これまでの災害で福祉避難所が開設された事例はありません。これはあくまで書面上での想定であるとのことです。

この地区の福祉避難所としては、大規模施設としては本校が指定されております。その他、高齢者福祉施設や障害者福祉施設の中では、山原の『あすなろの家』、蜂ヶ谷の『蜂ヶ谷園』が高齢者福祉施設の福祉避難所として指定されています。庵原町の『鶴舞の城』は、介護老人保健施設として福祉避難所に指定されている施設です。これらの情報については静岡市のホームページ等で公開されております。

福祉避難所の管轄については、指定避難所は静岡市危機管理課が中心となり、区本部とも連携して対応しますが、福祉避難所については福祉総務課が中心となり、先ほど言及した要援護者支援となる流れとなっております。先日、福祉担当者と確認したところ、一般避難所の連絡系統とは異なり、福祉避難所独自の連絡系統は現時点ではないと伺っております。そのため、連絡は交流館内の本部を通じて、市と直接やり取りすることになるだろうとの説明を受けております。

G様(自主防災会長) 高齢者施設にはそれぞれ介護可能な職員がいると存じますが、特別支援学校に避難した場合、そのような職員が不足している状況について、市はどのように考えているのでしょうか。

生活安全課長 先ほどの打ち合わせでは、本校の施設の状況を考慮した上で、どの福祉避難所にどのような要援護者を依頼するか検討するとのことでした。本校には通常の教室とユニバーサルトイレがある程度設備しかなく、人的資源も限られているため、その状況を考慮して判断されると伺っております。また、マニュアルには施設として可能な限り人員を確保する旨が記載されており、福祉避難所連絡表を通じて、開設時に必要な支援人材の人数や支援物資の要請を行うことになっております。本校では児童生徒の安全確保や学校の災害対応への動き出しも考慮に入れると、どれだけの人材を提供できるか、また市に要請した人員がどの程度提供されるかによって、受け入れ可能な要援護者の人数が決定されると思います。しかし、静岡市においてはこれまで福祉避難所が開設された事例がないため、実際にその状況になった場合にどうなるかは正直不明であるとの説明でした。

(4) 本校の総合防災訓練について

ア 総合防災訓練概要説明（生活安全課長）

総合防災訓練について、実施日時は令和7年11月27日木曜日です。地震および津波の発生（本校では主に内水氾濫を想定）を想定して実施いたします。9時40分から10時10分まで

が避難訓練、10時20分から11時40分までが体験学習となっており、この体験学習では地域の方々と共に訓練を実施できるよう計画しております。

昨年度は飯田地区連合自治会をはじめ、近隣施設の関係者の皆様に訓練の様子を見学していただきました。昨年度の見学を踏まえ、今年度は一部を共に訓練できるような計画を進めております。

具体的には、高等部の生徒が実施する体験学習に参加していただく計画です。炊き出し体験（赤十字防災セミナー）と、避難所設営（体育館でのパーテーション組み立てや簡易寝具の設置等）の訓練に、地域の皆様にもご参加いただければと考えています。

イ 質疑

F委員 総合防災訓練は回を重ねるごとに熟成されている印象を受けますが、一方で、応急救護についてはそろそろ訓練内容に含めても良いのではないかと思います。これは要望ですが、南海トラフ地震規模の災害が発生した場合、消防や警察といった公的機関は機能不全に陥ると言われております。機能不全というよりは、限定的な対応となるため、十分なサービス提供が困難になります。救急車も同様です。したがって、一定期間、自力で応急処置や児童生徒の搬送を行うシナリオも必要になるかと思えます。次のステップとして、この点を計画に組み込んでいただけると良いと思います。

もう一点、計画はまず通信手段が確保されていることを前提としております。消防の場合、災害無線があるため通信ケーブルが断絶しても音声でのやり取りは可能であると認識しております。しかし、学校施設や病院のような場所では、通信手段がインターネットや有線電話に限定される傾向にあると思えます。インターネットやその他の通信手段が途絶した場合の連絡手段について、検討いただけると安心です。

最後に、先ほど施設を見学させていただいた際、非常用発電機が設置されておりました。この非常用発電機が、どの範囲の電力を供給し、どのような機能を担うのかが明確ではありませんでした。避難所開設時に体育館で使用する一台で足りるのか、福祉避難所が開設された際にそちらに供給するのか、あるいは本校の最低限の機能を維持するために使用するのか。非常用電源のコンセントも限られていると思えます。通常、非常用電源として使用可能な箇所は赤色等で表示されておりますが、校舎内にもその表示を行い、日頃から教職員間で『何かあったらこれは使える』『これはどのように使おう』といったコミュニケーションが図れるようにする必要があるかと思えます。既に決定されている点もあるかと思えますが、その点についてご確認をお願いしたいです。

M様(介護施設) 当施設もBCP対策を実施しており、ご利用者様の安全を最優先とし、安全が確保された上で施設を開放する方針でございます。しかしながら、支援学校のような大規模施設には多数の教室があるかと思えますが、当施設では備蓄品が数十人分程度しかなく、不足していると実感しました。施設に戻り次第、施設長に本日の内容を報告し、今後の対策について検討します。

A委員 青色のマニュアルの25ページ、一番下に『避難所の駐車場やグランドスペースには限りがある』という項目がございます。現在、災害が発生し、主要幹線道路である国道1号線が通行止めになった場合、本校のような学校や秋葉の広場があることで、車両が国道1号線からこの地域へ流入する可能性が十分に想定されます。この点についても考慮し、連携を図る必要があるかと思えます。

C委員 先日の津波警報発令時において、公共交通機関や道路が停止し、当社の社員が帰宅困難になったという報告がありました。これは災害時の訓練でもたびたび議論されることですが、昨日の東京での状況と同様に、道路が冠水する可能性もございます。本校において、児童生徒が帰宅できない状況、そして保護者が迎えに来られない状況は非常に大きな問題であると認識しております。そのため、発災の時間帯によっては、児童生徒の宿泊が必要になるケースも想定されます。この点が保護者として最も懸念される部分であり、実際の災害時における宿泊対応の訓練や想定がどの程度行われているのか、お伺いしたいです。

小学部主事 小学部では、防災訓練と兼ねて、寝袋に入る体験を実施しております。当初は

入りたがらない児童もありましたが、繰り返しの訓練により、今では問題なく入れるようになりました。

高等部主事 高等部では、総合防災訓練において、体育館に簡易的な段ボールベッドを設置したり、簡易テントを設営し実際にその中に入ってスペースの確認や収容人数の把握等を生徒が体験したりしております。また、パーテーションを設置した空間において、上部が開いているため、パーテーション内に入ったとしても外部から視線が届き、プライベートの確保が困難であるという課題や改善点についても生徒自身が認識しました。このような訓練を通じて、今後の宿泊対応においてどのような配慮が必要か、生徒と共に検討していきたいと思っています。

副校長 小学校や中学校の総合防災訓練の中で、地域と連携した取り組みなど、実践されている事例がございましたら、是非参考にさせていただきたく、ご紹介ください。

I 様(飯田東小) 東小では、実は総合的な学習の時間での『飯田学』を開始して間もないため、現在5年生が中心となって学びを進めている段階です。今年度は、中学生が小学校に来校し、学んだことを教えるという形で、小学生の中から防災リーダーを育成する段階です。地域との連携については中学校で実施しておりますが、小学校ではまだそこまでは至っておりません。

J 様(飯田中) 飯田中では令和4年度から『飯田学』において、地域防災、自助・共助の心を育む教育を実施しております。連合自治会長には大変お世話になっており、毎月の会長会議の際には飯田学の趣旨・内容にご理解をいただいております。そして、自治会長には年に数回ご来校いただき、「地域にどのような危険があると感じているか」や「有事の際に中学生にどのように活躍してほしいか」といった情報共有を行っております。12月の第一日曜日に開催される地域の防災訓練には、本校から一部の登校困難な生徒を除き、約90%の生徒が参加し、テント設営、消火訓練、炊き出し訓練、パーテーションの組み立て、担架による搬送などの活動を行っております。これは、中学生を地域の戦力として自治会にご活用いただき、共に子供たちを育成している活動であり、今年度で4年目になります。当初は「飯田学を実施している割に、中学生はあまり地域活動に参加しないのではないか」というご意見もありましたが、現在では、中学生が飯田祭りのボランティアに積極的に参加するなど、すぐに多くの生徒が集まるようになりました。地域の運動会などにも参加できるようになり、将来、彼らが20代、30代、40代になっても飯田のことを気にかけて、たとえば県外へ転居したとしても、飯田で有事の際に帰郷して協力してくれたり、物資を送ってくれたりするような人間に育ってほしいという願いのもと、教育を実施しております。今年度も11月14日に来校いただき、12月7日の地域防災訓練では『中学生にどのように活躍してほしいか』についてご指導いただきます。それが地区長から各地区に展開され、実際の地区防災訓練に参加する形となっております。その他、小中学校の交流活動としましては、毎年中学2年生が探求活動の内容を発表する機会があり、令和4年度は地域の防災訓練で、令和5年度は小学校の行事で、令和6年度は地域で、そして今年度令和7年度は小学校5、6年生に発表させていただく形となっております。これは飯田地区の学校協議会で承認されており、小中連携および地域の方々を交えた防災教育として実施されている状況です。

副校長 市立と県立で設置者は異なりますが、同じ飯田地区の学校として、本校も何か共に活動できることがあればと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

3 学校運営協議会委員から感想 11時～11時24分

C 委員 弊社の知的障害者の従業員は現在27名ですが、居住地が多岐にわたり、清水支援学校を卒業された方が最も多くいらっしゃいます。小学校や中学校が地域防災活動に参加し、戦力化されているというお話は素晴らしいと思いました。弊社としても、地域活動への参加をどのように奨励していくか検討しております。災害時には、障害の有無に関わらず、様々な方々が困難に直面いたします。企業としてできること、さらにできることが多くあるという気づきをいただきました。

D委員 10年前と比較すると、備蓄品やオルタネート（代替）品等の整理が進んでいると感じました。一方で、市との連携や調整については、10年前から指摘されていたにもかかわらず、ほとんど進展がないと感じており、この状況を改善する必要があると考えます。本校の敷地は非常に恵まれた立地であり、隣接する防災公園と一体的に活用できる地域であります。しかし、学校内だけでなく、児童生徒の居住地、そして教職員の居住地における災害時の状況を同時にシミュレーションする必要があります。学校内が安全であるからといって、実際に児童生徒の通学路や居住地がどうなっているのか、教職員の方々の居住地がどうなっているのかといった複合的な状況を考慮しなければなりません。これは非常に困難な課題ですが、3つの視点（学校、児童生徒の居住地、教職員の居住地）からのシミュレーションを実施しておく方が良いと考えます。先ほど提示された発災からの時間経過に応じた行動計画は大変良いものだと思いますが、特に内水氾濫が津波と複合的に発生する危険性のある地域においては、港湾の状況なども同時にシミュレーションする必要があると強く感じました。特に引き渡しに関しては、東日本大震災の際にも、自宅から迎えに来た保護者に引き渡した結果、そこで被災してしまうケースがありました。学校が安全である場合、「学校に留まるよう促す」という方針も当然必要です。居住地が津波浸水区域内にある場合、自宅待機させることとなりますが、その人数をどれくらい想定しているのか、また、保護者が「連れて帰る」と主張した場合に、学校がどこまで権限を持って対応できるのか、事前に取り決めをしておく方が良いと考えます。最大限に想定した場合、どのくらいの人数を、どのくらいの期間収容し、それに合わせた備蓄をどのように行うのか、といった点を検討する必要があると感じました。本校が一般避難所であり、かつ福祉避難所でもある中で、学校の権限で対応するのか、あるいは本来避難所として来られた方々がどの機関の管轄になるのかといった点も、さらに詰めていく必要があるかと思います。課題は増える一方ですが、非常に大きな取り組みであると認識しつつ拝聴いたしました。

B委員 校内見学をさせていただいた際、この地区だけでなく、全ての箇所でマニュアルに基づいた計画と設置がなされていると拝見いたしました。しかし、それが実際に試行されたことはなく、『まだ実施していない』という現状があります。また、日頃から児童生徒に視覚支援を行っているにもかかわらず、教職員に対しても視覚的な支援が必要ではないかと感じながら拝見いたしました。担当者が決まっており、災害時にどの教員がどの役割を担うか決定されているかもしれませんが、災害時にはその通りに進まない可能性があります。東日本大震災の経験からも、マニュアル通りにはいかない状況が多数報告されており、誰が見ても、誰が対応しても分かりやすい仕組みになっているかどうか非常に重要であると考えます。学校関係者ではない外部の協力者が対応する場合も想定し、彼らにも理解できるような形にしておく方が良いと思います。また、学校は公的機関としての立場上、透明性が求められます。国道1号線が隣接しているため、先ほども言及されましたが、普段接することのない多様な人々が本校に避難してくる可能性が非常に高いと思います。実際にこの防災公園が整備される前、本校を学校として整備してほしいという議論が始まった頃、『この場所は幹線道路に面しており、大規模な事故が発生した際に、破損した車両や負傷者の救護場所として活用したい』という意見がございました。当時、学校としての設置が認められ、現在の学校が存在しておりますが、その際の議論は消滅したわけではないと認識しており、それが防災公園となっていることと関連があるかと思います。そうすると、被災された方々のために我々は何ができるのか。単に何かを提供するのではなく、ニーズを把握し、そのニーズに応えられる場所へ繋ぐこと、できる範囲での支援を行うこと、また『これならばできる』という具体的な対応をシミュレーションとして想定しておくことが必要であると思います。これは学校の法的立場を考慮する上でも不可欠であると認識いたしました。当事者として思うのは、学校に子供たちが学びに来ることで安心感がありますが、先ほどもご指摘があった通り、家族が被災する可能性も十分に考えられますし、迎えに来られない状況も発生し得ます。私が運営しているサービス提供事業所等でも同様ですが、まずは帰宅させるのではなく、施設に留めて状況を見極めることが重要です。自然災害は単一の要因で発生するわけではなく、様々な複合的な影響を考慮する必要があります。例えば水害であっても、水害単独の問題で

はないため、状況を見ながら本人の命を最優先に考え、先行して引き渡すべきか否かを判断することが必要です。まずは施設に留め置きたいという意向でございます。

A委員 これまで防災について深く考える機会は少なかったのですが、本日の議論を通じて、例えば本校が被災した場合、我々社協がどのような協力ができるか、また、関係各局と相談し、地域の防災活動にどのように貢献できるかについて、改めて検討していく必要があると思っています。

E委員 地域管理総務課として、様々な課題があると感じております。その中で、福祉避難所に関するお話がありましたが、なぜ福祉避難所が県立の施設に設置されているのかを考えると、基本的に皆様の学校にいらっしゃる児童生徒の方々が、避難所でどれだけ集団生活を送れるのかという点が重要であると思います。私自身、どの程度の状況であるか把握しておりませんが、もし、集団生活が困難な児童生徒がいらっしゃるのであれば、その方々が福祉避難所へ移送されるシナリオが想定されるかと思えます。私は福祉の専門家ではございませんが、そのような状況が想定されるからこそ、他の特別養護老人ホーム等も在宅支援を継続できない場合にサービスを継続し、命を守るための特別な位置づけとなっていると理解しております。逆説的に申し上げれば、皆様の学校の児童生徒の方々にとって、通所施設が臨時の滞在施設となるようなイメージではないかと推測されます。そのような認識でございますが、この制度が開始されてからまだ日が浅く、まだ十分に体制が確立されていないのが現状であると推測されます。もし児童生徒が避難所で生活できるのであれば、受け入れが可能になるかと思えます。しかし、そもそも特別支援学校が福祉避難所として指定されているのは、そのような経路を想定しているからではないかと考えます。その点については、私自身も関係部署と連携し、詳細を詰めていく必要があるかと思っています。

F委員 保護者の立場から、まず、私の子供たちは、先ほど小学部の先生がおっしゃったように、簡易寝袋に入ることを嫌がったり躊躇したりする傾向があり、避難生活にどこまで対応できるか正直親としても不明な点がございます。防災訓練ではどうしても緊迫した雰囲気や不安な空気が生じがちであり、それを子供たちが感じ取り、余計に防災活動を嫌がる傾向にあるのではないかと考えております。そのため、家族でも「防災を楽しむ」という発想で話し合い、子供たちをキャンプに連れて行くことがあります。すると、環境が変化しても避難生活と変わらない状況で、子供たちは簡易寝袋にもすんなりとするようになります。結局、キャンプは防災や避難生活に繋がる要素があるのです。そのような観点からも、子供たちが防災を楽しむ側面を持つことで、緊迫感を与えない環境を提供していただけるとありがたいと思います。

M様(介護施設) 個人的な意見としましては、皆様の取り組みを聞いて、当施設はまだ本気モードに入っていないと感じたのが率直な感想でございます。

L様(交流館館長) 当館は生涯学習施設でございますので、地域の自治会の皆様と協力し、地域の安心安全のための取り組みができればと思います。今年度も、避難所運営に関する講座を9月5日に実施いたしました。その際には自治会から約70名の方が参加し、避難所運営に必要なもの、段ボールベッドの組み立て、搬送資材の活用法などを学習いたしました。次回は地域総務課の防災担当者を迎え、避難ゲームを実施する予定です。現在、会長と協議しておりますのは、地区に防災倉庫はございますが、その内容を検証した上で、必要な物品（例えば投光器や発電機など、先ほど参考にさせていただいたもの）を整備する必要があると考えております。自治会館にはございますが、連合自治会としては保有しておりません。そのため、そのような物品を揃える必要があると考えております。また、寝袋についても保有がないと思われますので、今後、連合自治会長と相談し、整備を進めていきたいと思えます。

K様(交流センター施設長) 危機管理マニュアルは、非常に体系的に整理されており、大変参考になりました。当交流センターは高齢者の参加者が非常に多いため、高齢者に特化したマニュアルも検討する必要があると感じました。また、11月には北部交流センターで研修会を実施し、中学生以上の方々にご参加を呼びかけます。これにより、少しでもお役に立てればと思います。マンホールトイレの件や、判定士が不在の場合の対応など、大変参考になる

情報がございました。

J様(飯田中) 個人的な意見ですが、本校の備蓄品はやはり少ないと感じました。飯田学の1年生では、自分に必要なものをどのように備蓄するかを学習し、3日分程度の備蓄品を各自の箱に入れております。それが2年、3年と進級し、卒業時には持ち帰るという形で運用しておりますが、実際に子供たちが持参しているのはその程度です。寝袋やテント、その他、さらに4日分、5日分の食料や飲料水、加えて生活用水も考慮すると、その辺りを学校に戻って再度見直す必要があると思いました。

I様(飯田東小) 私個人の意見も含まれますが、以前勤務していた山間部の小さな小学校では、地域・保護者双方の防災意識が非常に高かったと記憶しております。児童数は20名未満でしたが、防災備蓄品として7日分が確実に確保されておりました。これは保護者からの強い要望もあり、「そうすべきである」との認識で、職員も当然ながら準備を進めておりました。こちらに赴任してきて、去年は備蓄品がほとんどなく、職員も保有していなかったため、私が厳しく『持ってきてください』と指導したこともございました。児童生徒の備蓄品は、カロリーメイト、粥、ご飯パック、水を含め、3日分あるかないかという状況です。水は3日分ございますが、ご飯についてはその程度あるか疑問に感じております。これらの食料で、緊急時とはいえ、不安を抱える子供たちが満足できるのか疑問に思います。この地域は非常に暮らしやすい場所であり、安全が確保されている、恵まれた場所であると感じておりましたが、いざ災害が発生した際にどうなるかは予測不能です。これまでの経験から、最悪の事態を想定して準備すべきであると考えております。このような個々の意識の違い、そして子供たちにとって何が最善であるかを、参加させていただきながら感じた次第です。また、会議の議論の中で、本校には多くの不備があると感じております。避難所によって市の備蓄品の内容が異なるという話を聞いたことがございます。各避難所で、避難者が多様な備蓄品を得られるようにすべきではないかという意見もございました。この点について、市がどのように把握し、住民に周知されているのかが明確になると良いと存じます。長くなりますが、先週9月5日の台風15号の際、本校は「雨のため休校」と通知した朝から、約30名の児童生徒が欠席いたしました。このような保護者の判断は、小学校においては特に影響が大きいと認識しております。最終的に下校時刻の15時頃には、学校近くの河川が氾濫寸前になったり、学校前の通りが冠水したりしておりました。水が引いたことを確認し、まず教員を各担当場所に配置し、児童生徒の見守りをしました。その後、年長の児童から順に帰宅させました。今回は事なきを得ましたが、そうではない場合、保護者が引き取りに来る際の動線をよりスムーズにするための検討が必要であると考えております。中学校と小学校における防災意識の高さは、5、6年生が以前から学んできている成果であると考えております。しかし、1～4年生の児童であっても、「自分の命は自分で守る」という意識をより明確に理解し、実践できるよう指導していくことが今後の課題であると考えております。

G様(自主防災会長) マンホールトイレが災害時に下水管の損傷等により使用許可が出ない場合があることを初めて知りました。マンホールトイレは災害時に使用可能であると当然のように感じておりましたので、災害発生時の対応について見直したいと思います。連合自治会としても、マニュアルが多数作成されておりますが、実際に災害が発生した際には、この通りに完璧に対応することは困難であると認識しております。そのため、連合自治会内においても、有事の際にリーダーシップを発揮できる人材の育成が不可欠であると考えます。さて、中学生も現在、各自治会で12月の第一日曜日に実施される避難訓練に参加していただいております。自治会としても大変助かっております。このような子供たちが成長し、将来、地域社会で活躍してくれることを期待しており、連合自治会としても非常に良い取り組みであると認識しております。

H様(地区支部長) 地区支部長に就任して1年目であるため、知らないことばかりであると痛感し、反省しております。本日のご質問等につきましては、危機管理担当部署や清水本部等に確認し、回答できる範囲で対応したいと思います。市の備蓄品については、現在保有している危機管理課作成の『生活必需品の分散備蓄状況』という表を参照いたしますと、当然ながら本特別支援学校には特段の備蓄はないと記載されており、この表にも含まれておりま

せん。しかし一方で、飯田小学校、飯田東小学校、飯田中学校、飯田生涯学習交流館の4施設がこの表に掲載されており、その中でビスケットやアルファ米があるのは飯田小学校のみで、そこに2万食分が備蓄されております。この備蓄の偏りについて、今後、関係機関と協議し、改善策を検討する必要があると思います。どのような意図でこのような状況になっているのか、改めて確認したいと考えました。個人的なことですが、私は三保にある施設で勤務しておりますので、地震や津波発生時に飯田地区へ来ることができない可能性もございます。飯田地区支部長ではございますが、そのような事態も想定されますため、福祉部長や支部員の方々にも、本日の議論の内容を共有し、有事の際に連携して対応できるよう努めたいと改めて思いました。

4 閉会 11時25分

【次回の予定】

予定日時	令和7年12月8日（月）午前9時15分から11時15分まで
場所	静岡県立清水特別支援学校 会議室